

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 29 日（金）第3506号の 6



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規	則	
○指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例施行規則（※）		（自然保護課取扱い） 1
	訓 令	
○鹿児島県土地対策委員会規程の一部を改正する訓令（※）		（地域政策課取扱い） 7
	告 示	
○鹿児島港港湾計画の変更の概要		（港湾空港課取扱い） 8
	公 告	
○大規模取引等事前指導要綱の一部を改正する要綱（※）		（地域政策課取扱い） 9
○鹿児島県土地利用対策要綱の一部を改正する要綱（※）		（地域政策課取扱い） 9

規 則

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第25号

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例施行規則
（趣旨）

第1条 この規則は、指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
（個体に含まれるもの）

第3条 条例第2条第2号の個体に含まれる規則で定めるものは、孢子とする。
（指定外来動植物の指定等）

第4条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の対象となる外来動植物の種類
- (2) 条例第8条及び条例第9条に基づきその取扱いを規制する地域
- (3) 指定外来動植物の適切な飼養等の方法
- (4) 指定外来動植物に係る適合飼養等施設

2 条例第7条第4項の規定による告示は、前項各号に掲げる事項について行うものとする。
（公聴会）

第5条 知事は、条例第7条第6項の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による公告は、公聴会を開催する日から起算して3週間前までに県の公報で行

うものとする。

- 3 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。
- 4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。
- 5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 7 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 8 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

（適合飼養等施設への収容の適用除外）

第6条 条例第8条第1項の規則で定める適合飼養等施設への収容を要しないやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由（第2号から第7号までに掲げる事由にあつては、指定外来動植物の飼養等をする場合であつて、当該飼養等に係る指定外来動植物が逸走し、又は逸出しないよう適切な措置を講ずる場合における当該事由に限る。）とする。

- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼養等をするものであること。
- (2) 国、県又は市町村の職員が、法令の規定により実施する職務に伴って一時的に飼養等をするものであること。
- (3) 国、県又は市町村が所有若しくは占有する土地若しくは水面、又はその所有する立木竹の維持管理を行うために必要な範囲内で行う業務の遂行に伴って一時的に飼養等をするものであること。
- (4) 県が条例第13条の規定により防除その他必要な措置（以下「防除等」という。）を講ずる際及び県の職員が条例第14条の規定により防除等に係る捕獲等をする際に一時的に飼養等をするものであること。
- (5) 国又は市町村が、条例の趣旨に沿って防除等を行う際に一時的に飼養等をするものであること。
- (6) 県又は市町村の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り、処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。
- (7) 県民等又はその組織する団体が条例の趣旨に沿って自発的に防除等を行う際に、県の職員、条例第16条第1項の外来動植物対策推進員（以下「推進員」という。）その他の当該指定外来動植物に関する専門的知識を有する者の助言又は指導に基づき一時的に保管又は運搬をするものであること。

（土地への立入り等をする職員の証明書の様式）

第7条 条例第14条第3項の証明書は、身分証明書（別記第1号様式）とする。

（外来動植物対策推進員）

第8条 条例第16条第1項の推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 外来動植物が置かれている状況及びその防除の重要性について啓発をすること。
- (2) 外来動植物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。
- (3) 外来動植物の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ外来動植物の防除のため必要な助言、指導をすること。
- (4) 外来動植物の防除のために県が行う施策に必要な協力をすること。

2 推進員の任期は、2年とする。

3 知事は、推進員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、又は条例若しくはこの規則の規定に違反し、その他推進員たるにふさわしくない非行があったときは、解任することがある。

4 推進員は、身分証明書（別記第 2 号様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号 様 式 (第 7 条 関 係)

(表)

		第	号
身 分 証 明 書			
所 属 職 氏 名			
上記の者は、指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例第14条第1項の規定による土地への立入り等を行う者であることを証明する。			
年 月 日		鹿児島県知事	印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列6番とする。

(裏)

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（抄）

(土地への立入り等)

第14条 知事は、前条の規定による措置に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、指定外来動植物の捕獲、採取若しくは殺処分（以下この項において「捕獲等」という。）をさせ、又は当該指定外来動植物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による行為をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第 2 号様式 (第 8 条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
住 所	
氏 名	
上記の者は、指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例第 16 条第 1 項の外来動植物対策推進員であることを証明する。	
使用期限	年 月 日発行 年 月 日まで
鹿児島県知事	印

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 6 番とする。

(裏)

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（抄）

(外来動植物対策推進員)

第16条 知事は、外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する必要な助言又は指導、啓発活動その他の活動を行わせるため、外来動植物対策推進員を置くことができる。

2 外来動植物対策推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例施行規則（抄）

(外来動植物対策推進員)

第8条 条例第16条第1項の推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 外来動植物が置かれている状況及びその防除の重要性について啓発をすること。
- (2) 外来動植物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。
- (3) 外来動植物の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ外来動植物の防除のため必要な助言、指導をすること。
- (4) 外来動植物の防除のために県が行う施策に必要な協力をすること。

2 推進員の任期は、2年とする。

3 知事は、推進員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、又は条例若しくはこの規則の規定に違反し、その他推進員たるにふさわしくない非行があったときは、解任することができる。

4 推進員は、身分証明書（別記第2号様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

訓 令

鹿児島県訓令第3号

鹿児島県土地対策委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県土地対策委員会規程の一部を改正する訓令

鹿児島県土地対策委員会規程（昭和48年鹿児島県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「別表第1の」を「別に定める」に改める。

第6条第4項中「別表第2の」を「別に定める」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第316号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定により、鹿児島港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

なお、変更後の鹿児島港港湾計画は、鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番1号）において縦覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 三反園訓

港湾計画の変更の概要

平成5年8月11日鹿児島県告示第1331号によりその概要を告示した鹿児島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 係留施設計画

岸壁（変更）

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
谷山二区	専用	10.0	2	一般船用
		9.0	8	一般船用

2 土地造成計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
中央港区	10（10）	埠頭用地
	7（7）	港湾関連用地
	43（43）	交流厚生用地
	10（10）	交通機能用地
	24（24）	緑地

備考 括弧書は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画面積で内数である。

3 土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
中央港区	18（18）	埠頭用地
	13（13）	港湾関連用地
	47（47）	交流厚生用地
	149（149）	工業用地
	18（18）	交通機能用地
	13（13）	危険物取扱施設用地
	41（41）	緑地
谷山二区	89（89）	埠頭用地
	4（4）	港湾関連用地
	382（382）	工業用地
	15（15）	交通機能用地
	35（35）	危険物取扱施設用地
	14（14）	緑地

備考 括弧書は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画面積で内数である。

4 その他の計画

(1) 木材取扱施設計画（変更）

地区名	港湾施設の種別
中央港区	物揚場

(2) 木材取扱施設計画（削除）

地区名	港湾施設の種別
中央港区	水面整理場

水面貯木場

(3) その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項 (追加)

ア しゅんせつ土及び建設発生土の有効利用

中央港区の土地造成においては、しゅんせつ土及び道路などの公共事業において発生する建設残土の有効活用を図る。

イ 周辺環境への配慮

中央港区の土地造成に当たっては、貝などの底生生物の生息域、生息環境の保全に配慮する。

公 告

大規模取引等事前指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

大規模取引等事前指導要綱の一部を改正する要綱

大規模取引等事前指導要綱 (昭和49年12月24日鹿児島県公報号外(2)登載) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

「 鹿児島県知事 殿 昭和 年 月 日 住所 (所在地) 氏名 (名 称) 印 」

「 鹿児島県知事 殿 年 月 日 住所 氏名 印 に改 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 」

める。

附 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県土地利用対策要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県土地利用対策要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県土地利用対策要綱 (昭和49年12月24日鹿児島県公報号外(2)登載) の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とする。

第 9 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「次に掲げる措置をとる」を「報告又は資料の提出を求め、指導、勧告その他の必要な措置を行う」に改め、同条各号を削り、同条を第10条とする。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(地位の承継)

第 7 条 土地利用承認を受けた者について、相続、合併又は分割 (土地利用承認に係る事業の全部を承継させるものに限る。) があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該土地利用承認を受けた者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により土地利用承認を受けた者の地位を承継した者は、速やかにその旨を知事

に届け出るものとする。

- 3 土地利用承認を受けた者から当該土地の所有権その他の権利を取得した者は、知事の承認を受けて、当該土地利用承認を受けた者の地位を承継することができるものとする。

別記第 1 号様式中「第 1 号様式」を「第 1 号様式 (第 3 条関係)」に、

「
鹿児島県知事 殿
昭和 年 月 日
住所又は所在
氏名又は名称 印」

「
鹿児島県知事 殿
年 月 日
住所
氏名 印 に改
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕」

め、同様式 (注) 中「わかつて」を「分かつて」に改める。

別記第 2 号様式中「第 2 号様式」を「第 2 号様式 (第 6 条関係)」に、

「
鹿児島県知事 殿
昭和 年 月 日
住所又は所在
氏名又は名称 印」

「
鹿児島県知事 殿
年 月 日
住所
氏名 印 に改
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕」

める。

附 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。